

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規 則
  - 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則
  - 福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

## 規 則

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第三号

#### 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条から第五条までを削る。

第六条の見出し中「使用料等」を「手数料」に改め、同条第一項表以外の部分中「条例」を「福島県総合社会福祉施設太陽の国条例（昭和五十四年条例第九号。以下「条例」という。）」に、「表の上欄に掲げる施設の区分に応じて、同表の中欄に定めるところとし、それぞれ同表の当該下欄に定める使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の額」を「各号に定めるところとし、条例第十條第一項の手数料（以下単に「手数料」という。）の全部又は一部」に改め、同項の表を削り、同項に次の二号を加える。

一 福島県太陽の国クリニック（以下「クリニック」という。）において診断書等の交付を受ける者（以下「交付を受ける者」という。）又は交付を受ける者の属する世帯が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けるに至つたとき又は受けているとき

二 交付を受ける者又は交付を受ける者の属する世帯の世帯主若しくは交付を受ける者の生活費を主として負担する者が、天災、火災等により著しく損害を受け、手数料を納入するのに必要な資力を欠くに至つたとき又は欠いているとき

第六条第二項を削り、同条第三項中「第六号様式」を「第一号様式」に改め、「指定管理者」の次に「（条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、「同項の表福島県太陽の国クリニックの項免除できる場合の区分の欄の二の規定」を「同項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第一号とする。

第七条の見出し中「使用料等」を「手数料」に改め、同条第二項中「又は第三項」及び「交流センター使用料免除申請書又は」を削り、「使用料等」を「手数料」に改め、同条第二項中「使用料等」を「手数料」に改め、「交流センター使用料免除・不免除決定通知書（第七号様式）又は」を削り、「第八号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第二号とする。

第八条（見出しを含む。）中「使用料等」を「手数料」に改め、同条を第三号とする。第九条（見出しを含む。）中「使用料等」を「手数料」に、「第六条」を「第一条」に改め、同条を第四号とする。

第十条（見出しを含む。）中「使用料等」を「手数料」に改め、同条を第五号とする。第十一条を削る。第十二条各号列記以外の部分中「使用者、」を削り、同条各号中「交流センター、」を削り、同条を第六号とする。

第十三条を削る。第十四条中「交流センター及び」を削り、同条を第七号とする。第十五条から第五号様式までを削り、第六号様式中「第六号様式」を「第一条関係」に改め、同様式を第一号様式とし、第七号様式を削り、第八号様式中「第七号様式」を「第二条関係」に改め、同様式を第二号様式とし、第九号様式を削る。

### 附 則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づき提出された申請書とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている決定通知書は、改正後の規則の規定に基づき交付された決定通知書とみなす。
- この規則の施行後に改正前の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例第十三条ただし書の規定による使用料の返還を受けようとする者は、改正前の規則第十一条の規定により、同条に規定する交流センター使用料返還申請書（第九号様式）に改正前の規則第四条に規定する交流センター使用許可書又は個人使用券を添えて知事に提出しなければならない。

（保健福祉総務課）

福島県規則第四号

福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県都市公園条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第十七号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（まちづくり推進課）